

成年後見 センターだより

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和4年6月1日発行

第20号

新宿で活躍する ～市民後見人～



Q 一人暮らしで認知症になり、金銭管理ができなくなったらどうしたらいいの？？

日本では、2025年には約700万人（高齢者の約5人に1人）が認知症になると予測されています。一人暮らしの方がご自身で金銭管理を行うことが難しくなった時、近隣に住む親族の方がお手伝いをしたり、成年後見制度を利用することが考えられます。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。成年後見人等は本人の意思を尊重し、その人らしい生活が送れるように手続きや金銭管理などを行います。成年後見人等には、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などのほか、市民後見人が選任されることがあります。

◆市民後見人の全国的な動向

全国で令和3年に選任された成年後見人等は、約20%が親族、約65%が司法書士・弁護士・社会福祉士という3つの専門職、市民後見人の件数は全体の1%弱〔320（件）人〕です。

高齢化や単身世帯増加等により、今後も制度利用者の増加が予想されますが、専門職だけでは後見人の担い手が足りず、またケースによっては専門職よりも本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合があります。

令和4年3月閣議決定の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市民後見人を育てて後見人の担い手を確保することが優先事項に挙げられています。

市民後見人への期待 up ↑ ↑



◆新宿区の市民後見人

新宿区内では、これまでに合計 28 名の市民後見人が活躍しています。また、市民後見人のサポート、監督を新宿区社会福祉協議会が行っています。

市民後見人は、市民感覚を生かし、支援が必要なご本人に寄り添った支援が強みです。今回は、実際に市民後見人の活躍するケースを通して、その活動をご紹介します！！

◆市民後見人が活躍するケース ～A さんの後見人 B さん～

● 制度利用のきっかけ

長らく一人暮らしをしていた 90 代の A さん。脳梗塞で倒れ、後遺症のため一人暮らしが難しくなりました。特別養護老人ホームに入所することになりましたが、判断能力の低下がありご自身で契約手続きや金銭管理をすることは困難です。A さんの弟も介護施設に入所しており、他に頼れる親族はいません。



そこで、B さんが市民後見人候補者となり A さんとお会いしてから申し立て、その後、家庭裁判所の審判により B さんが A さんの成年後見人に、新宿区社会福祉協議会が後見監督人に選任されました。

● B さんがはじめにやったこと

①施設で A さんや関係者と話し合い

A さんがどのように暮らしたいのかを聞き取り、そのための支援方法を A さんや関係者と打ち合わせをしました。



②初回報告書を提出

A さんの財産の状況や年間の収支予定について書類を作成しました。報告書は監督人をおとして家庭裁判所に提出されました。



● その後の B さんの活動

①月に 1 度 A さんと面会

A さんからお話を伺ったり、施設の職員から近況を聞き取ります。その中で A さんの希望する暮らしを送るためにできることを A さんや関係者と一緒に考えていきます。

新型コロナウイルス感染予防のため施設での面会が中止になっている期間はオンラインで面会をしています。



③金銭管理

必要な支払いをします。毎月、収支報告書を作成して監督人に活動状況を報告します。



④定期報告

1 年間の後見人としての活動や財産状況について報告書を作成します。報告書は監督人をおとして家庭裁判所に提出されます。

②施設の支援計画書などを確認

施設から介護や栄養管理について支援計画書が送られてきます。内容を確認し、署名して施設に提出します。



◆市民後見人 ほっこりエピソード

市民後見人のみなさまに、後見活動中のエピソードや感じたことをお聞きしました



昔のアルバムを一緒に見て、その当時の話をよく聞かせていただきます。お嬢様の小さな頃の様子ですとかとても楽しそうにお話ししてください。



施設に了解を得て、好物の菓子パンや焼き菓子、握り寿司などを差し入れると、とても喜ばれます。



被後見人の人生を通して、私自身も貴重な経験をさせていただいています。

オンライン面会ではうなずきや手振りなどのリアクションを大きくし、間を開けて、ゆっくり話すように工夫しています。



だんだんと会話らしい会話が少なくなっている被後見人に、介護職員がいつも、本当に親しげに、名前を呼んで話し掛けている様子を見ると心があたたかくなります。



自分の力を地域で生かしてみたい！！ 市民後見人って、どうやってなるの？

新宿区では、市民後見人として活動希望がある方たちを対象に、市民後見人養成基礎講習を実施しています。この講習を終え、選考試験に合格した方が後見活動メンバーとして登録され、適したケースがあった時に市民後見人に就任していただきます。現在、76名が後見活動メンバーとして登録し、高齢者や障害者等の関係制度や接し方を学ぶ研修を受けたり、実習の一環として、地域福祉権利擁護事業の生活支援員の活動を行っています。

 市民後見人養成について情報QRコードのご案内



新宿区ホームページ



新宿社協 LINE

LINEは登録すると
通知が届きます！



説明会・申込み・書類選考

市民後見人養成基礎講習

選考試験 受験・合格

後見活動メンバーとして活動

市民後見人として推薦

家庭裁判所の審判にて後見人へ

新しくなりました!!

【令和4年4月から新しくなりました!】

NEW 成年後見制度用診断書



成年後見制度(法定後見)は対象者の判断能力の程度によって、「後見」「保佐」「補助」という3つの類型に分かれており、類型によって手続きや後見人ができることも変わります。

類型は医師の診断で決定し、制度申立には「後見制度専用の医師の診断書」が必要です。

この診断書様式が新しくなっています。以前の診断書よりも具体的に本人の状況を把握しやすくなりました。令和4年4月1日以降は新しい診断書様式を使ってください。

他にも「後見・保佐・補助開始申立ての手引」や「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」などの書類が新しくなっています。

新しい書式や説明は「[後見サイト 東京家庭裁判所後見センター](#)」をご覧ください。



NEW 未成年後見終了年齢について



民法改正により、令和4年4月から成年年齢が18歳になりました。

それに伴い、令和4年4月1日に18歳、19歳の方はこの日から新成人となり、未成年後見人がついていた人は未成年後見が終了となります。

詳しくは上記後見サイトから「未成年後見人 Q&A」をご覧ください。

新宿社協

公式 SNS

いいね! 友達登録お願い致します



Facebook、Twitter 情報全般を不定期で発信

LINE は毎月1日と15日の発信

新宿区成年後見センターのご案内

【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

(新宿区社会福祉協議会内)

【電 話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。

